

コーポレート(企業)をガバナンス(統治)すると聞かざると、本来は健全な企業経営を行わせるための管理体制のことであるのに何か紛らわしさが残る。ガバナンスの主体は、株主またはその委託を受けた決定機関監督機関、監査機関である。目的は企業価値の維持・向上にあり、経営トップがその対象になる。デモクラシーがデモス(民衆)とクラティ(支配)であるのと同じか。

「株主主権の原則」に基づき、株主が経営トップを中心とする執行機関をコントロールして、事業革新を促し、企業価値の向上を働きかけ、不祥事をも防止する。もつとも時代の状況は株主第一主義から、顧客・サプライヤー・官公庁・金融機関・従業員・地域社会など企業活動を行う上で、関わるステーク

取引所が施行したコーポレートガバナンス・コードのことを指すのならこれを経営に生かすの参考になる。否、上を目指すのならこれを経営に生かすの参考になる。

匠プラザ21 経営法務大学

コーポレートガバナンス

◆ガバナンスの手段

(1) 株主として
取締役非設置会社では、株主が取締役を直接コントロールする。取締役設置会社の場合、株主総会において株主による取締役の選任・解任にならる。他にも株主総会への提案権、検査役選任権(取締役に不正や法令定款違反の疑いがある)、代表訴訟の提訴権などがある。

(2) 取締役会として
経営トップに対する選定・

監査役・監査等委員会・監査機関として
解職権が行使できる。執行機関は、取締役会の決定に従わなければならず、その監督に服する。取締役および取締役会は、株主の委託を受けて间接ガバナンスもある。

◆不祥事発生の構造
会社の運営に携わる立場にはないが、外部専門家として会計に関する事項の監査を担当する。

成長する企業には、批判を糧に加える▽存在意義としての経営理念を掲げ、組織をまとめている▽社会を害さないとする組織風土がある▽顧客との向き合いと社員を育てる仕組みを両立させているなど、目配りが利く共通点が見られるのも故なしとしない。(弁護士・浦田益之)

バナス(統治)すると聞かざると、本来は健全な企業経営を行わせるための管理体制のことであるのに何か紛らわしさが残る。ガバナンスの主体は、株主またはその委託を受けた決定機関監督機関、監査機関である。目的は企業価値の維持・向上にあり、経営トップがその対象になる。デモクラシーがデモス(民衆)とクラティ(支配)であるのと同じか。

利益へと重心を移しつつある。ちなみにCGコードとは、上場企業にガバナンスの充実を求めるものとして、2015年6月に東京証券

① 株主の権利・平等性の確保
② 株主以外のステークホルダーとの協議
③ 情報の透明性確保と開示
④ 取締役会などの責務
⑤ 株主との対話

すべきだ。

監査役・監査等委員会・監査機関として
解職権が行使できる。執行機関は、取締役会の決定に従わなければならず、その監督に服する。取締役および取締役会は、株主の委託を受けて间接ガバナンスもある。

多くの会社は、経営トップが支配する形で執行役を統率し、使用人兼務取締役を指揮命令しているのが実態のようだ。監査役にしても、経営トップの身内の者を充て職にしている。これでは取締役会はガバナンス機能が発揮できない。

されなければならない。